

発議案第 15 号

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則について
鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 川崎 浩之

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則

鴨川市議会会議規則（平成 17 年鴨川市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 議員の派遣（第 159 条）」を 「第 7 章 協議又は調整を行うための
第 8 章 議員の派遣（第 160 条）
場（第 159 条） に、「第 8 章」を「第 9 章」に、「第 160 条」を「第 161 条」に改める。

第 8 章中第 160 条を第 161 条とし、同章を第 9 章とする。

第 7 章中第 159 条を第 160 条とし、同章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

第 159 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整
を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決で
これを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者
及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 159 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	議案の審査、議会の運営、市政の重要政策等その他議会の活動に関し協議又は調整を行う。	全ての議員	議長
議会広報委員会	鴨川市議会報の編集及び発行、議会ホームページの編集等議会の広報に関し協議又は調整を行う。	議会広報委員会 委員	委員長

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。